

こども誰でも通園制度の 本格実施に向けた検討会（第3回）	参考資料 1
令和7年12月19日（金）	

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令案について（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課

1. 改正の趣旨

- 乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の円滑な実施を図るため、乳児等通園支援事業を利用する児童の数（以下「利用児童数」という。）が当該乳児等通園支援事業に係る利用定員の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。）を実施することができるよう改正を行う。

2. 改正の内容

- 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第3号を改正し、利用児童数が利用定員の総数に満たない場合に一時預かり事業を実施できる事業所として乳児等通園支援事業（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第20条第2項に規定する一般型乳児等通園支援事業（以下「一般型乳児等通園支援事業」という。）に限る。）を行う事業所を加え、当該事業所が一時預かり事業を行うときは、同令の規定（一般型乳児等通園支援事業に係る部分に限る。）に準じ、事業を実施することとする。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 児童福祉法第34条の13

4. 施行期日等

- 公布日：令和8年1月（予定）
- 施行期日：令和8年4月1日（一部の規定は公布の日）